

令和 3 年 6 月 17 日現在

機関番号：34415
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2018～2020
課題番号：18K01953
研究課題名（和文）コーポレートガバナンス・コードを踏まえ多様化する株式報酬制度に関する会計の研究

研究課題名（英文）Accounting research for diversified stock-based compensation in accord with Japan's Corporate Governance Code

研究代表者
山下 克之（YAMASHITA, KATSUYUKI）

追手門学院大学・経営学部・教授

研究者番号：00546955
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：多様化する株式報酬制度に関する研究において、実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」や実務対応報告公開草案第60号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」を取り上げた。そして従来からの株式報酬制度に関する会計基準である企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」との整合性の観点より論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究ではおもにストック・オプションをはじめとする株式報酬制度における複数の会計処理の問題を指摘したが、そのうちのひとつとして取り組んだものとして労働サービスの資産性の議論がある。労働サービスの資産性の議論は株式報酬制度における論点のみならず、昨今のESGの流れのなかで注目される人的資本の議論と密接に関連するものである。したがって、株式報酬制度における労働サービスの資産性について論考を進めたことは、通常金銭報酬に対する労働サービスに関する議論、すなわち人的資産の貸借対照表への資産計上の議論の深耕に寄与するものであり、学術的意義のみならず社会的意義があるものであったと考える。

研究成果の概要（英文）：As for accounting research for diversified stock-based compensation in accord with Japan's Corporate Governance Code, I researched Practical Solution No. 36 on Transactions Granting Employees and Others Stock Acquisition Rights, which Involve Considerations, with Vesting Conditions and Exposure Draft of Practical Solution No. 60 on Transactions that Grant Shares as Compensation for Directors. I also discussed ensuring consistency with the Statement No. 8 Accounting Standard for Share-based Payment, which has been the accounting standard for stock-based compensation in Japan.

研究分野：資本金

キーワード：ストック・オプション 新株予約権 株式報酬 人的資本

1. 研究開始当初の背景

平成 27 年の閣議決定『「日本再興戦略」改訂』を受けたコーポレートガバナンス・コードにて株式報酬の活用促進が謳われ、特定譲渡制限付株式が導入され利用企業が増加していた。しかしながら会計基準はなく、経済産業省の会計処理案では、ストック・オプション会計や国際基準との間で労働サービスと報酬の関係性、資本性の認識などに齟齬が生じていた。加えて有償ストック・オプションや株式報酬型ストック・オプションなど新株予約権を用いた新たな報酬制度も広がりストック・オプション会計の見直しが喫緊の課題となっていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、広がりを見せる株式報酬制度における労働サービスと報酬及び金融商品の認識などに関し、多くの事例を対象に調査や分析を行い、現行のストック・オプションに関する会計基準や負債と資本の区別の議論を踏まえ、包括的で整合的な会計基準の設定に向けた課題を明確にすることであった。また、本研究を進めることで、会計学全体のなかでも特に資本会計に関する会計理論研究や会計制度変革の議論を深耕させることも目的であった。

3. 研究の方法

本研究では、株式報酬制度の利用実態や制度内容について過年度に遡って調査・分析を行うこととしていた。国内企業の状況を相対化するために米国市場における内容についても対象とし、比較分析を実施し実態についての異同を明らかにすることにしていった。また、詳細な情報公開がされていない金融工学手法によるオプション評価についても、公正評価に必要な企業価値算定がどのように行われているかなどについて調査・分析をすることとしていた。

4. 研究成果

(1) 権利確定前ストック・オプションの会計 - 実務対応報告「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」を踏まえ -

平成 30 年 1 月 12 日に企業会計基準委員会より、実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」が公表された。当該有償新株予約権は、ストック・オプションに関する会計基準 8 号に定める報酬としての性格をあわせ持つとして、払込金額を新株予約権に計上し、公正な評価額から払込金額を差し引いた金額を対象勤務期間等に基づき費用計上することが求められていた。権利不確定による失効の仕訳では、会計基準 8 号と同様にこれまで費用計上した額を戻し処理をする。この処理により、失効した新株予約権に対する労働サービスの既費消分は会計上において認識することはなく、一方、当初、現金が払い込まれ貸方に新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

新株予約権付与に伴い払い込まれる現金部分が権利不確定による失効に伴い利益計上される処理は、ストック・オプションではない資金調達目的の新株予約権の会計処理と同じであるが、ストック・オプション制度により付与される新株予約権には権利確定条件があり、金融商品としての属性を考えた場合、一般の新株予約権とは違うものとして区分すべきではないかと考えた。また、権利確定後の失効の扱いについて、会計基準 8 号では新株予約権を負債と区分していないものの損益処理されること(野口 2006, 63; 斎藤 2013, 295; 秋葉 2017, 57)や損益操作が行われる可能性について従来から問題が指摘されていたが(野口同, 65)、権利不確定による失効の処理においても現金払い込み部分について同様な問題が生じると考えた。

さらに、同じ新株予約権への払込でも払込財貨が現金であるか、労働サービスの費消であるかの違いにより、権利不確定による失効に伴う既払込財貨の会計処理に相違が生じており整合性を欠くことになっていた。加えて権利不確定により失効した新株予約権に対応する費消した労働サービスについては、通常のストック・オプションの会計処理においても、実際の労働サービスの提供という経済活動が会計上認識されておらず従来から問題が指摘されていた(池村 2005)。

本研究では、これらを踏まえ実務対応報告 36 号における財貨として払い込まれる現金の会計処理および権利不確定による失効に関連した一般のストック・オプションを含めた会計処理について、特に労働サービスの既費消分の扱いの観点より考察を行った。そして、負債と資本の区別の議論も踏まえ多様化する株式報酬制度に関して、体系的かつ整合的な会計基準が今後設定されるためのひとつの考え方を提示した。

(参考文献)

秋葉賢一. 2017. 「自社株報酬における権利不確定により失効の会計問題」『産業経理』77(1): 50-59.

池村恵一. 2005. 「権利不確定によるストック・オプション失効とその会計処理」『早稲田大学商学研究科紀要』61: 109-126.

斎藤静樹. 2013. 『会計基準の研究(増補改訂版)』中央経済社.

(2) 労働サービス取得・消費前のストック・オプション

ストック・オプションに関する会計基準である企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」では、「ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上(同4項)」するとされていた。したがって労働サービスの対価として金融商品のひとつである新株予約権を付与したものの労働サービスを取得・消費していない状態では、会計処理がされていない。国際基準、米国基準ともに同様の処理がなされていた。

労働サービスを取得していない状態で会計処理しない理由として、労働サービスが資産としての要件を満たしていないことにあるとされていた。野口(2004, 103-132)に拠れば、ストック・オプションに関する会計基準を定める過程の議論では、1993年に公表された Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Accounting for Stock-based Compensation において労働サービスが消費されるまでのストック・オプションについて、付与時に資産計上をする案が示されていたが、1995年の Statement of Financial Accounting Standards No.123, Accounting for Stock-Based Compensation では付与された時点での労働サービスは資産としての認識要件を満たしてないとされ、現行の会計処理に至っている。

しかしながら、仮に未取得・未消費の労働サービスに対してストック・オプションに代わり支払い手段として現金や手形が付与された場合、既支出対価としての現金や手形とともに未取得・未消費の労働サービスが前払費用や長期前払費用として資産計上されることになろう。一方、通常の金銭対価の報酬において対価が未支出の場合、未取得・未消費の労働サービスいわゆる人的資産が無形資産として会計処理がされていない。

このように労働サービスの未取得・未消費段階のストック・オプションの会計処理においては、未消費労働サービスを人的資産として認識し借方に計上するか否かの論点と新株予約権を付与時より資本性金融商品として認識し貸方に計上するか否かの論点があった。

法的形式はもとより有価証券として一定の公正評価があるストック・オプションの経済的な実質を考えた場合、付与時以降で労働サービスが未消費の状態では会計処理することが必要かもしれないと考えた。本研究では、これまでの労働サービスの資産性の議論およびオプションという権利が類似する金融商品の会計処理を踏まえ、付与時以降、労働サービスが未取得・未消費の状態にあるストック・オプションの会計処理の可能性を検討し、その必要性について考えた。

(参考文献)

野口晃弘．2004．『条件付新株発行の会計』白桃書房．

藻利衣恵．2017．「株式報酬費用の未消費分に関する会計処理・再考」『会計プロGRESS』18:33-48．

(3) スtock・オプションに係る条件変更の会計処理

拙著(2019)において権利確定前ストック・オプションの会計処理を取り上げ、既消費分の労働サービスの会計処理について論じた。企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下、会計基準8号)では、企業に帰属していたサービスが消費されたものの権利不確定により失効した場合、戻し処理をすることになっており、実際の労働サービスの提供という経済活動が会計上認識されないという問題点を指摘した。

権利確定以前の会計処理(会計基準8号4項-7項)では、一般的な対象勤務期間があるストック・オプションの場合、付与日現在で公正な評価単価を算定し、労働サービスの取得に応じて対象勤務期間中に費用計上する処理となっていた。条件変更の会計処理(同10項-13項)においては、権利確定前の間にストック・オプションの公正単価を引き上げた場合、付与日の公正な評価単価に加え、条件変更時の評価単価の増額分を加えて労働サービスとして報酬認識をする。

一方、権利確定前の間にストック・オプションの公正単価を引き下げた場合では、公正単価の引き下げが会計処理に反映されず付与日の公正な評価単価に基づき提供される労働サービスを継続して見込んでおり、公正単価を引き上げた場合と引き下げた場合の両者間において整合性がない処理となっていた。

付与日ストック・オプションの公正単価と付与日以降に取得する労働サービスの対価交換というフィクションを前提としている処理において、条件変更時にストック・オプションの公正単価を引き下げた場合の処理では等価交換を前提とせず例外的な処理がされる。そして、条件変更時以降、条件変更時の評価単価に基づかず付与日評価単価を継続することで、公正単価と労働サービスの等価交換が前提の下では、労働サービスが過剰に認識され、株式報酬費用および新株予約権が過大に計上されることになる。

本研究においては、権利不確定による失効の会計処理における労働サービスの扱いやストック・オプション付与日の未取得および未消費労働サービスの資産性の議論等を踏まえ、条件変更の会計処理、特に公正な評価単価引き下げ時における処理について考察を行った。これはストック・オプション会計基準の見直しの議論や労働サービスという人的資源の会計処理上の議論の一助となると考えた。

(参考文献)

山下克之. 2019. 「権利確定前ストック・オプションの会計」『会計』195(6): 578-591.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 山下 克之	4. 巻 80
2. 論文標題 労働サービス取得・消費前のストック・オプションー人的資産および金融商品としての会計処理の可能性を踏まえて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 産業経理	6. 最初と最後の頁 61-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下 克之	4. 巻 195
2. 論文標題 権利確定前ストック・オプションの会計	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 會計	6. 最初と最後の頁 16-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下 克之	4. 巻 78
2. 論文標題 特定譲渡制限付株式の会計処理	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 産業経理	6. 最初と最後の頁 54-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山下 克之
2. 発表標題 ストック・オプションの条件変更の会計問題
3. 学会等名 第23回現代資本会計研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山下 克之
2. 発表標題 ストック・オプションに係る条件変更の会計処理
3. 学会等名 第79回日本会計研究学会全国大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山下 克之
2. 発表標題 実務対応報告公開草案第 60 号
3. 学会等名 第24回現代資本会計研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山下 克之
2. 発表標題 ストック・オプション会計における条件変更時の労働サービスの扱い
3. 学会等名 第21回現代資本会計研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山下 克之
2. 発表標題 労働サービス取得・消費前のストック・オプション
3. 学会等名 第78回日本会計研究学会全国大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山下 克之
2. 発表標題 支払報酬における労働サービスの会計処理の整理
3. 学会等名 第22回現代資本会計研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山下 克之
2. 発表標題 「実務対応報告36号に関連して ストック・オプションの報酬性，公正価値の再考」
3. 学会等名 第19回現代資本会計研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山下 克之
2. 発表標題 権利確定前ストック・オプションの会計 実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」を踏まえ
3. 学会等名 第77回日本会計研究学会全国大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山下 克之
2. 発表標題 人的資源による労働サービスと金融商品の区別から考えるストック・オプション会計
3. 学会等名 第20回現代資本会計研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------